

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【継続品目】

(2) 三ツ矢サイダーW (ダブル) (アサヒ飲料株式会社)

○大野座長 それでは、次の品目に行きたいと思います。次は三ツ矢サイダーW、アサヒ飲料株式会社からの申請です。これについての質問に対する回答が出ましたので、それについての御審議をお願いいたします。

それでは、事務局から回答書の説明と、事前に委員から出された意見の紹介をお願いいたします。

○消費者委員会事務局 最初に資料3に沿いまして、回答書につきまして説明させていただきたいと思います。

第一調査会での審議につきましては、平成27年9月15日に諮問を受けまして、27年11月9日、第27回第一調査会で継続審議となりました。指摘事項と回答につきまして、指摘事項を1から順に説明させていただきます。

指摘事項1、難消化性デキストリンの定性試験において、ブランク品のほうに大きなピークが出ている理由を説明されたい。回答といたしましては、ブランク品に難消化性デキストリンと□□の□□を添加したものです。目的は□□の難消化性デキストリンが検出される時間帯において、難消化性デキストリン以外の原料由来のピークが与える影響を製品及びブランク品において同程度の割合にするためです。

指摘事項2、□□は食品添加物で含有規定があり、ここでも含有規定は必要である。同様に□□の含有規定も必要である。

回答としまして、御指摘いただきましたとおり、品質基準項目に含有の規定を追加いたします。

指摘事項3、□□の項目にステビア甘味料特有の甘味を呈するとあるが、公定書にはにおいがなく、強い酸味があるとある。修正されたい。回答といたしましては、下記のとおり□□の項目内容を修正いたします。加えて、審査申請書、資料8の2(1)申請食品の原料企画書内におきまして、ほかにも誤記がございましたので、あわせて修正をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして次のページでございますけれども、指摘事項4でございます。申請の許可表示を行うには、食後の血中中性脂肪の上昇と糖の吸収を穏やかにする両方の効果が一度の試験で同時に認められる根拠が必要である。現在の申請状況では、同時に効果があらわれることは示されていないので、申請の許可表示の根拠となる新たな根拠を提出されたい。もし現在、提出されている根拠で許可表示を行うのであれば、許可表示を再考されたい。

回答といたしまして、許可表示の内容及び商品のデザインを修正いたします。許可表示の変更といたしまして、アンダーラインを引いている部分に変更箇所になっております。アンダーラインとしましては、食事の脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させることで、血中中性脂肪の上昇を穏やかにするなど、血中中性脂肪が高目で脂肪の多い食事をとりがちな方の食生活の改善に役立ちます。また、このアンダーラインの部分の変更の箇所でございます。食事の糖の吸収を穏やかにすることで、血糖値の上昇を穏やかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます。

第3 1回新開発食品評価第一調査会 議事録

以上でございます。

次に資料1をお手元に取りいただければと思います。資料1の1枚目でございますけれども、これは志村委員からのコメントでございます。変更後の許可表示案について、本品は食物繊維の働きにより食事の脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させることと書かれています。しかし、脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させることを示唆する試験は、試験者10名で行われた素材のメカニズムを調べるための試験という性格が強いと思います。当該品による試験ではなく、また、他機関による試験です。さらに難消化性デキストリン5グラム配合飲料、食事毎1日3回摂取しています。したがって、当該品の摂取目安では、本品は脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させると読み取れる表示案は妥当性を欠くと判断します。

1枚おめくりいただきまして2ページ目でございますけれども、大野座長からのコメントでございます。指摘事項1、2、3につきまして、佐藤先生の御意見に従います。指摘事項4につきまして、前よりは印象がよくなりましたが、結果は同じ内容と思いました。委員の先生方の御意見を伺いたい。なお、食事の脂肪の吸収と食事の糖の吸収等の表現はおかしいので、もとの表現のようにそれぞれ食事の…にしたほうがよいと思います。

もう一枚おめくりいただきまして3ページ目でございますけれども、森川委員からのコメントでございます。一番下から2行目でございますけれども、表示について修正前よりはかなりよくなっていると思います。しかし、商品名のダブルは強い印象を与えていると思います。

コメントは以上でございます。

○大野座長 ありがとうございます。

私の意見は、佐藤先生がこの点の専門なので、佐藤先生が了承していただければそれでよろしいかなと思いましたが、佐藤先生からは特にコメントはなかったでしょうか。

○消費者委員会事務局 佐藤委員より、いただいた連絡で結構ですとのご連絡を頂いております。

○大野座長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、先生方の御意見を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

質問1については、化学分析に関する専門的なことなので、佐藤先生が了解してくださればいいかなと思ったのですけれども、先生方よろしいでしょうか。では、1はオーケー。

2に関してはいかがでしょうか。添加物に係る規制の問題ですので、対応してくれたということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

3番については甘味が違う。本来はすっぱいものなのに甘いと書いてあるので、どうしてこれを間違えたのかなと思いますけれども、修正するというところでよろしいですね。

4番目についていろいろ御意見をいただきました。志村先生の御意見は、脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させると読み取れる表示案は妥当性を欠くという御意見ですが、1日3回摂取して、脂肪の排泄は増加している。ある程度あったかなと思うのですけれども。

○志村座長代理 そうです。そこはあったかだと思います。

○大野座長 思ったのは、摂取目安量というか、薬の場合でも薬そのものを臨床投与量で特定のメカニズムを証明するというのは難しいことが多いのではないかと。

第3 1回新開発食品評価第一調査会 議事録

○志村座長代理 そうですね。

○大野座長 大体、何倍かの用量でやって、それで作用が出たものをメカニズムとしてですね。その場合は認めて。いや、それは私の個人的な判断基準ですけれども、そうかなと思っているのですけれども、志村先生いかがですか。

○志村座長代理 これはメカニズムとして。難消化性デキストリンが通常の飲料に入っている。これを1日3回摂取すれば、確かに糞便量がふえて、脂肪の排泄が促進される。それはいいのですけれども、当該飲料を指定の量、1日1回飲んでそういうことが起こるかどうかということに関しては、ここの許可表示に書くと、今度はキャッチコピーに書いてもよろしいということになっていく。と思うのですけれども、そこは違うのではないか。メカニズムについては確かにそのとおりだと思うので、これこれの働きがある難消化性デキストリンを含んでいるので、これこれの方にお勧めしますという書きようであれば、間違いはないのではないかといいました。

○大野座長 よくわかりました。

脇先生、お願いします。

○脇委員 志村先生の御指摘は妥当ではないかと思えます。メカニズムだけをキャッチコピーで使われるのが非常に心外だというのがこの委員会の意見だと思うのですけれども、そうなると変更後の表示の案も「本品は」で始まるので、途中の食事の脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させるという作用が本品にあることが強調されて、そこだけまた大きく取り上げられたりする懸念もあるかと思えます。ですので、本品は血中中性脂肪の上昇を穏やかにして、そういう食生活の改善に役立ちますということで、あと血糖のことも別に書いて、本品を含む難消化性デキストリンには食品中の脂肪の吸収を抑えたり、糖の吸収を抑えたりする作用が知られていますと別に書いてもらわないといけないのではないかと思えます。

○大野座長 ありがとうございます。

今、志村先生から御指摘があったような、本品は中性脂肪の排泄を増加させたり、糖の吸収を穏やかにする難消化性デキストリンを含んでおり。

○脇委員 そこで切ってほしい。つなげてしまうと。

○大野座長 「含んでいる。」ですか。それで、食後の中性脂肪の上昇を穏やかにするので、中性脂肪が高目で脂肪の多い食事をとりがちの方の食生活の改善の役に立ちます。また、食後の糖の吸収を穏やかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役に立ちます。そういう形だったらいかがでしょうか。

○脇委員 食後の血糖値の上昇を穏やかにするので、食事の中の吸収のことについては、本品での証明ができていないということで分けて書いていただきたい。

○大野座長 「食後の」でいいですね。食後の脂肪の上昇を抑えたりとか、食後の脂肪の吸収を穏やかにする。

○脇委員 吸収を穏やかにすることについてはわからないのだけれども、血糖値の上昇を穏やかにするのはわかっているので、そこだけ書くということですね。

○大野座長 いかがでしょうか。

第3 1回新開発食品評価第一調査会 議事録

○脇委員 書いていいのですけれども、主語が食物繊維がやっていることと、本品で証明されていることを別書きにしておく必要がある。

○大野座長 ありがとうございます。

今までの表記との関係でいかがですか。事務局から意見を伺いたいのですけれども。

○脇委員 今まで例えば脂肪の燃焼を高めて、体脂肪の気になる方に役立ちますということで、結局、「脂肪の燃焼を高める」で売られているという状況があると思うのです。ですから今までそれを通してきているのですけれども、これからもそうなのかということが、この商品。

○大野座長 だんだんその辺の表記は少しずつでも改善するようにしています。吸収を抑えるという言葉でも、なるべくそれは使わないようにしたいとか、上昇を穏やかにするとか、そのような表現にしたりとか。

いかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 お手元にお配りしております一覧表の 58 ページあたりを御確認いただきたいのですけれども、同じ難消化性デキストリンの血中中性脂肪の上昇の申請許可品が載っているのですが、表現としては同じ表現でして、ダブルの話ではないのですけれども、難消化性デキストリンの働きにより何とかなのということなので幾つかの許可はしております。

つい最近ですと 10 月に。

○大野座長 ウィルキンソンタンサンエクストラですか。食物繊維の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させ、食後の血中中性脂肪の上昇を穏やかにする。いかがでしょうか。

○志村座長代理 一番妥当なのは、メッツコーラの表現ですかね。

○大野座長 そうですね。23 年でしたっけ。

○志村座長代理 これは機能について説明している。メカニズムですね。あと食後の中性脂肪の上昇を抑制する。これは当該品での試験結果ということだから、これこれに役立つ、適切であるということで、これは正確であるかと思いますが、要はキャッチコピーにいろいろと使っていただく、なかなか厄介かなと思うのと、その辺をきちんとしておいたほうがよろしいかなという意見です。どちらでも構わないです。

○大野座長 脇先生は、キリンメッツコーラについての記載はいかがでしょうか。23 年 10 月 13 日に認可されているものです。

○脇委員 わかりやすくいいと思います。

○大野座長 その下が同じ日に認可しているものが、別の表現になっている。

○脇委員 2つの文章をどのように組み入れるかで誤解を招かないとか、中途を抜いてしまって、本品の働きとして強調されないような表現を慎重に選んでいただければと思います。

○大野座長 森川先生、お願いします。

○森川委員 今まではどちらかということ、既に認められたら仕方がないからという感じでしたけれども、これからは表示はきちんとしていこうというように流れが変わってきていますので、より適切な表示に変えていったほうが良いのではないのでしょうか。

第3 1回新開発食品評価第一調査会 議事録

○大野座長 お願いします。

○消費者委員会事務局 御意見はお聞きしていることで流れとして理解しておるのですが、今回キャッチコピーとしては作用機序を使うことをこの会社がしておりませんで、表示見本にございますとおり、効果のところをきちんと書くということで今回、言ってきております。ですので、この会社のこの製品に関して、現在においての話ですけれども、キャッチコピーに作用機序を使うということをしておりませんので、そうであれば作用機序のところは難消化性デキストリンがということが先にあるか後ろにあるか、余りここでは関係がないのかなと思われま。ここがキャッチコピーを切り出して言っているということであれば、そこを理由に修正をするというのはあり得ると思うのですが、なかなか今回この製品に関しては事業者も効果を言ってきておりますので、今、報告したように数カ月前に違う表現で認めておりますので、御検討いただけるとありがたいです。

○大野座長 数カ月前に認可したのは、本品は食物繊維の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させ、食後の血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので、脂肪の多い食事を取りがちな方の食生活の改善に役立ちます。

○脇委員 日本語を「本品は」で必ず句読点をまず入れて、「食物繊維（難消化性デキストリン）の働きにより、」の点を抜いて、「働きにより食事の脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させることで」で点ですね。だからこの文章が1つの塊だとわかるようにしていただきたい。「本品は、血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので」につながるのだけれども、その間に「食物繊維の働きにより」云々が1つ入ったという形にしたいなと思います。日本語として。

○大野座長 申しわけないですが、どこに点を打ったらいいのか。

○脇委員 「本品は」の次に句読点です。

○大野座長 その後。

○脇委員 「働きにより」の後の句読点を抜く。

○大野座長 抜くのですか。食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させ。

○脇委員 あとは原文どおりです。

○大野座長 「本品は」の後に点を置いて、その後の働き云々の点を除く。「食事の」というのは「食後の」でいいですね。食後の脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させる。

○脇委員 食品中のという意味でしょうか。

○大野座長 「食事の脂肪の吸収」って何か変な感じがして、「食後の」のほうがいいのではないかと思うのです。

○脇委員 これは食事中のおなかに入った脂肪の吸収を抑えられるという意味ですね。

○大野座長 そうだと思うのですが、そうしたらもう少し長く書かないと。「食事中に含まれる脂肪の」まで書かないと。「食事の脂肪」で問題ないですか。今までは食後の血中脂肪の上昇を抑えるとか、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えてとか、そうなっていて、食事の脂肪とつなげたのはなかったかなと。

○脇委員 「食事から摂取する脂肪の吸収を抑えて」でもいいと思います。

○大野座長 そうですね。そこまで入れればいいと思うのです。

第3 1回新開発食品評価第一調査会 議事録

○脇委員 「摂取した」ですね。

○大野座長 「食事から摂取した脂肪」。では、そういうことで修正するということでよろしいでしょうか。その後の糖についても、丸をつけてから「また、食事から摂取した糖の吸収を穏やかにする」ということですね。

○脇委員 ここからは「また、食物繊維は食事から摂取した糖の吸収を穏やかにするので、本品は、血糖値の上昇を穏やかにして、食後の血糖値が気になる方、食生活の改善に役立ちます」。ちょっと長くなってしまふ。

○大野座長 ダブルクレームだから仕方がない。一緒に書くのはだめだとしましたので。

事務局よろしいでしょうか。

○消費者委員会事務局 そうしましたら、指摘事項4の回答の部分の許可表示の変更後というところをもとに話します。

本品は、食物繊維（難消化性デキストリン）の働きにより食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排泄を増加させることで、血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので、血中中性脂肪が高目で脂肪の多い食事をとりがちな方の食生活の改善に役立ちます。また、食物繊維（難消化性デキストリン）は、食事から摂取した糖の吸収を穏やかにすることで血糖値の上昇を穏やかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます。

よろしいですか。

○大野座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○脇委員 後のほうの言葉で「本品は」はどこかにはないですね。よろしいですか。

○大野座長 いいのではないですか。

○脇委員 「穏やかにする」がくどいかなど。

○大野座長 これはいいのではないですかね。

○脇委員 これはもとの申請者の言葉なので、そのままだでも気にならないのだったらいいかもしれません。

○大野座長 2回目に食物繊維が出てくるところで、（難消化性デキストリン）とまた入れる必要はありますか。普通の文章だと削除してしまうけれども、入れたほうがいいですか。

○消費者委員会事務局 ここに（難消化性デキストリン）を入れてしまうと、パッケージの上でおさまり切らなくなる可能性が。あと、長文過ぎてもっと読まなくなる可能性があるのも、もしなくてもわかるのであれば、片方だけ括弧を入れさせていただくとか、そうさせていただけるとありがたいと思います。

申しわけございません。先ほど脇先生がおっしゃったように「穏やか」を繰り返しているのも、調査部会の趣旨は変えずに修文が入る可能性もあるのかなと思っております。ですので、ここで直させるというより、部会でまとめて修文意見を出したほうがよろしいような気もいたしますけれども、いかがでしょうか。

○大野座長 いかがでしょうか。今、脇先生からいただいた修文案で2回目の括弧の中、難消化性デキストリンは削除させていただいて、申請者に出してオーケーだったら私が確認したということ

第3 1回新開発食品評価第一調査会 議事録

で部会に上げさせていただくということではいかがですか。それ以上については部会で御意見を伺う。

○消費者委員会事務局 消費者委員会として、何度も修文意見を出すというのはできれば避けたいと思っております。今回、キャッチコピーとの関係でどう表現するかという問題なので、同じ論点で違う御意見が部会でも出る可能性があります。そうすると句読点の位置も含めて、また違う意見が出たときに、消費者委員会として違う意見が何度も出るというのは好ましいことではないと思いますので、まとめて御意見を1回出したいというのではだめでしょうか。

○大野座長 それでは、こちらとしての大体の意見を今、まとめていただいたのを持っていて、それを部会に説明して審議いただくことではいかがでしょうか。

○消費者委員会事務局 それを、その修文で出すということではいかがかという諮りの仕方をさせていただければと思います。

○大野座長 よろしいですか。ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

ダブルという表現が強いという御意見が森川先生からございましたけれども、これについてはいかがでしょうか。

○森川委員 ほかに名案はないのですが、皆様がよければ結構です。

○大野座長 では、これについてもそのまま部会に上げさせていただいて、必要に応じてそのような意見があったということをお願いさせていただいて、それで審議していただくということではよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、それらについては部会の審議をお願いすることになります。

それでは、本日の審議は以上でございます。